

# 広報 おいらせ

2012.1月号

## お知らせ版

▶ 広報おいらせ1月号の締め切りに間に合わなかったもの ▶ 保存してほしいもの ▶ 外部機関から掲載依頼があったものなどを掲載しています。 **企画課** ☎ 0178-56-4701



### 十和田地域広域事務組合の 指名競争入札参加受け付け

指名競争入札参加資格審査申請書（指名願）を受け付けます。

#### ●申請区分と有効年度

- ① 物品の製造請負、売買または役務提供など／平成24・25年度
- ② 建設工事、測量・建設コンサルタントなど／平成24年度（23年受付期間に申請した人は不要）

●**受付期間** 1月16日～2月15日（ただし土日祝日を除きます。郵送の場合末日必着）

●**提出書類** 統一様式または組合指定様式（ホームページからダウンロードできます）

### ●問い合わせ

十和田地域広域事務組合総務課  
☎ 0176 20 8100  
<http://www.towada-kouiki.jp/>

### TPPを考える講演会開催

農業者及び農業関係者において、TPPについての知識を深め、これからの農業生産活動や農業支援活動に資するため、講演会を開催します。

- 日時** 1月13日（金）13時半-16時
- 場所** 十和田市民文化センター
- 演題** TPPが地域農業に与える影響（仮題）
- 講師** 村田<sup>やすお</sup>泰夫氏

●**主催** 十和田北地域県民局農業普及振興室

☎ 0176-23-4281

### 下田駅でエコクラフト 教室を開催

自作で大きなバスケット作りを楽しみませんか？

- 日時** 1月17日（火）、24日（火）、31日（火）9時30分～11時30分（3回の講習会で作ります）
- 場所** 青い森鉄道下田駅待合室
- 講師** 高森むつみさん
- 料金** 3,800円
- 定員** 10人（定員になり次第締切）※締切後のキャンセルはできません。
- 申込期限** 1月13日（金）
- 申し込み、問い合わせ** 青い森鉄道下田駅 財前

☎ 080-1660-9554

## 十和田税務署からのお知らせ

### e-Tax（パソコン申告）体験会開催

【日時】 2月3日（金）13時30分～  
【場所】 おいらせ町1 Tサポートセンター  
（おいらせ町民交流センター2階研修室）  
※ご希望の方は、十和田税務署へ事前予約が必要

### 年金所得者のための e-Tax（パソコン申告）体験会開催

【日時】 2月1日（水）～2月10日（金）  
9時30分～16時（土・日曜日を除く）  
【場所】 十和田税務署（十和田奥入瀬合同庁舎1階共用会議室）

#### 【持ち物】・・・どちらも共通

- ① 役場で発行を受けた電子証明書が付された住基カード
- ② 平成23年分の給与や公的年金等の源泉徴収票。それ以外の収入がある場合には支払調書などの収入金額が分かる書類
- ③ 国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険および社会保険料の領収証等、社会保険料控除の金額（平成23年中の掛け金額）が分かる書類

- ④ 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、そのほか、寄付金や医療費のある方はそれらの領収証など所得控除額が分かる書類※医療費の金額は事前に集計しておいてください
- ⑤ 金融機関の預貯金の口座番号が分かるもの（申告者本人の名義の口座に限ります）

●**十和田税務署個人課税第一部門** ☎ 0176-23-3151 ※音声案内で「2」を選択してください

e-Taxの利便性を体験すると共に、税務署が混雑する前に確定申告を済ませることができます。また、電子証明書（住基カード）を事前に取得することにより、最大4,000円の税額控除を受けることが可能ですので、できる限り事前に取得のうえでのご出席をお願いします（取得は役場の町民課窓口で可能です）。

# おいらせ町の指定避難所

現在指定している避難所です。

3月11日に発生した東日本大震災を踏まえて、町では今後、地域防災計画の見直しをしていきます。これを踏まえて、防災マップなどを作成し、皆さまに配布します。(配布するまでには、もうしばらく時間がかかります。)

日頃から家族で、災害が発生したときの避難場所や道順、家族がばらばらになったときの連絡方法などを話し合い、確認しておきましょう。

## ■一時避難場所

一時避難場所とは、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所として各町内会のコミュニティセンター等を指定しています。家族や地域の人たちがいったん集まり、安否の確認を行い、必要があれば収容避難所へ移動するための集合場所です。

私たちの一時避難場所は『 ..... 』です

## ■津波避難所

津波避難所とは、津波の発生による災害の危険を回避するために避難する場所として指定しています。

- ② 甲洋小学校
- ②② 二川目地区生活会館
- ②③ 一川目地区生活会館
- ②④ 深沢地区コミュニティセンター
- ②⑤ 明神山コミュニティ防災センター

## ■収容避難所

災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設のことです。

学校や比較的大規模な公共施設を指定しています。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ① 百石小学校     | ② 甲洋小学校     |
| ③ 下田小学校     | ④ 木内々小学校    |
| ⑤ 木ノ下小学校    | ⑥ 百石中学校     |
| ⑦ 下田中学校     | ⑧ 木ノ下中学校    |
| ⑨ 百石高等学校    | ⑩ 町民交流センター  |
| ⑪ いちょう公園体育館 | ⑫ 中央公民館     |
| ⑬ 東公民館      | ⑭ 北公民館      |
| ⑮ みなくる館     | ⑯ いきいき館     |
| ⑰ 老人福祉センター  | ⑱ いちょう公園交流館 |
| ⑲ 勤労者研修センター | ⑳ 北部児童センター  |
| ㉑ 南部児童センター  |             |



指定避難所は、今後の町地域防災計画修正により変更になる場合があります

## おいらせ町観光振興計画（案）に関する意見を募集しています

わたしたちの町には、奥入瀬川の自然とそれが育む豊かな農水産資源があり、そこに住むあたたかい人々がいます。町では、そんな強みを活かした観光施策の取組みを計画として策定いたします。このたび、その素案がまとまりました。次のとおり、町民の皆様方からのご意見を募集していますので、この機会に観光によるまちづくりについて考えてみましょう。

■募集期限 1月20日㊟

■提示資料

おいらせ町観光振興計画（案）ほか参考資料

■資料配置場所

役場本庁舎(1階町民ホール)、分庁舎(3階商工観光課)、中央公民館、北公民館、東公民館、みなくる館（いずれも窓口カウンター）  
※町ホームページでもダウンロードが可能です。  
(<http://www.town.oirase.aomori.jp/>)

■意見提出方法

各配置場所及び町ホームページでご確認ください。

☎商工観光課 ☎ 0178 56 4703

### 牛乳パックの寄附をお願いします

まちづくり推進委員会では、光りをテーマにしたイベントの開催を見据えて、ワックスキャンドルの製作及び設置を試験的に行います。

試作にあたっては、1㍑の牛乳パック（牛乳を飲み干して口の部分を開き、洗って乾かしたもの）が多数必要になります。つきましては、町民の皆様から牛乳パックを寄附頂きたく存じますので、協力できる方はお願いいたします。写真のように口を開き、洗って乾かしたものをお譲りください。

◆期限 1月6日㊟まで

◆持参場所 企画課（役場本庁舎2階） 分庁サービス課（役場分庁舎1階） 北公民館

☎まちづくり推進委員会事務局（役場企画課内） ☎ 0178 56 4701



## 平成24年4月1日からごみ処理手数料が変わります

十和田ごみ焼却施設などのごみ処理施設に直接搬入するごみの処理手数料を改定します。今回の料金改定は、ごみの減量やリサイクルの促進、ごみ処理に要する費用を応分に負担していただくために見直しを行いました。

ごみの減量・リサイクルにご理解とご協力ををお願いします。

《ごみ処理費用》

現在、ごみ処理施設に搬入されたごみの処理（焼却、破碎、埋立など）に、ごみ10kgあたり約200円の費用がかかっています。

《一般廃棄物処理手数料の改定内容》

- (1) ごみ処理費用に対する利用者の負担割合
- ①家庭系ごみは、現行のまま据え置きます。
  - ②事業系ごみは、現行の10%相当から50%相当に引き上げます。
- (2) 手数料算定の単位ごみ重量
- 単位ごみ重量は、現行の「50kg単位」から「10kg単位」に変更します。

区分	現行の手数料 (24年3月31日まで)	改定後の手数料 (24年4月1日から)
家庭系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみ)	50kgまでごとに 105円	10kgまでごとに 20円
事業系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみ)	50kgまでごとに 105円	10kgまでごとに 100円

※手数料の額には、消費税相当額を含みます。

【家庭系ごみ】 住民生活に伴って各家庭から排出されるごみのことです。

【事業系ごみ】 事務所、商店、飲食店、学校、病院などから排出される産業廃棄物以外のごみのことです。

☎十和田地域広域事務組合 業務課 ☎ 0176 28 2654